

JRR-3 原子炉施設の新規制基準適合性確認に係る設計及び工事の計画が
漏れなく申請されていることの確認について

令和 2 年 10 月 6 日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

1. 経緯

JRR-3 原子炉施設の新規制基準適合性審査に係る設計及び工事の計画の認可（以下、「設工認」という。）については、13 分割で申請した。この度、全ての申請及びその補正が完了するため、新規制基準への適合性審査に必要な項目が漏れなく申請されていることを確認した。

適合性確認に係る設工認については、令和元年 9 月 25 日の原子力規制委員会での「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力施設 (NSRR) その他試験研究用等原子炉施設における設計及び工事の方法等に関する申請漏れに係る調査結果等について」での報告を踏まえ、JRR-3 原子炉施設申請内容に関して漏れなく申請されることを確認するため、次の①、②に示す整理を行った。

①原子炉設置変更許可申請書（以下「許可申請書」という。）に記載された事項と後段規制との関係の整理

②許可申請書に記載された設備機器を洗い出し、洗い出された設備機器について、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則への適合性の要否を整理

これらの整理については、令和 2 年 1 月 27 日審査会合において原子力規制庁において了承されている。これらの整理に基づいて申請を行うことで、漏れなく設工認申請が行われることになる。

3. 申請漏れがないことの確認

令和 2 年 9 月 29 日の原子力科学研究所原子炉施設等安全審査委員会において、設工認その 1 からその 13 の申請をもって、令和 2 年 1 月 27 日審査会合資料 3-1～資料 3-3 に示す JRR-3 原子炉施設の新規制基準適合性確認に必要な申請項目が漏れなく申請されることを確認した。このことから、JRR-3 の新規制基準適合性審査に必要な項目は、今回補正する設工認その 13 をもって、全て申請されていると判断する。

注) 設工認に関連する文書名、規則名については令和 2 年 4 月 1 日の規則改正以降の表記を使用